

## **1 質の高い教育環境を推進することで、子どもが安心して意欲的に学んでいる**

未来の東村山の担い手である子どもたちが、意欲的に学べるように、教育環境の整備を進めます。

### (1) 13. 教育環境の整備 (ハード面)

#### ア 安全で快適な学習環境の整備 (13-①)

(ア) 子どもたちの快適で安全な学習環境を整備するため、児童・生徒数の動向や学校施設の老朽化を踏まえて学校施設・設備の整備や安全点検、適正管理を進め、学校施設を核とした公共施設等の再編等に取り組みます。

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設の開放や施設の複合的な活用に取り組むなど一層の効率的・効果的な運営を行います。

【小学校屋内運動場空調設備設置事業】

【小中学校 LED 化事業】

【小中学校トイレ洋式化事業】

【学校プールの機能集約化の検討】

(イ) 子どもたちの情報活用能力を育成し、学習に対する興味・関心や論理的な思考力を高め、理解を深めるために、ICT環境の充実及び利活用を図ります。また、教員がICT機器の特性を理解し、指導改善を図ることを通し、学習活動の充実を図ります。

【東村山スマートスクール推進事業】

### (2) 27. 防災体制の強化

#### ア 災害対応体制の強化 (27-①)

(ア) 学校内外における子どもたちの安全を確保するため、安全教育を充実させるとともに、防犯体制の整備やボランティアへの巡回の働きかけなど、警察及び家庭・学校・地域が一体となった取組を推進します。

【小・中学校における防災・防犯事業】

#### イ 地域防災力の強化 (27-②)

(ア) 防災教育の観点から子どもたちの危機管理能力や自助・共助の意識を育てるとともに、安全確保・安全管理の徹底や家庭・地域・関係諸機関とのネットワークを強化します。また、災害時の緊急避難場所としての機能を確保するため、引き続き安全対策の整備を実施します。

【小・中学校における防災・防犯事業】

(3) 28. 地域安全の推進

ア 交通安全の推進 (28-①)、地域防犯力の強化 (28-②)

(ア) 通学路上における事件・事故の未然防止のため、子どもの安全確保と通学路の防犯対策を推進します。

**【通学路防犯カメラ設置事業】**

## 2 子ども・若者が夢や希望をもって、家庭でのふれあいや地域社会とのつながりの中で、 豊かに育っている

互いに認め合い、一人一人の状況に応じて地域生活を支えることができる仕組みをつくり、誰もが取り残されず、助け合いながら暮らすことができる共生社会の担い手を育成します。

### (1) 12. 子ども・若者の成長支援

#### ア 子ども・若者の健全な育成 (12-①)

(ア) 自然体験・文化体験・ボランティア体験等、普段は経験できない活動や地域のさまざまな世代との交流を通じて、豊かな人間性を育むとともに、地域の担い手として活躍できる子ども・若者の育成を図ります。

(イ) 勤労観・職業観、主体的に進路を選択する能力・態度など、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むため、自己の生き方に関する学習活動などのキャリア教育の充実を図ります。

【八国山芸術祭】  
【青少年健全育成事業】

#### イ 子ども・若者育成の環境づくり (12-②)

(ア) 将来を担う児童・生徒一人一人が主体的に社会へ参画する資質や能力を高めるため、市民としての権利や責務などについて学ぶシチズンシップ教育を推進します。

【主権者（シチズンシップ）教育の推進】

### (2) 18. 支えあう地域福祉の推進

#### ア 生活困窮者支援の推進 (18-②)

(ア) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会の充実を図ります。

子どもたちの基本的な生活習慣と学習習慣の確立に向け、「家庭教育の手引き書」などを通じ、学校と家庭との連携を強化します。

P T Aなどの主体的な活動に向け、情報交換や研修会などの機会の提供や取組を支援するとともに、親子のふれあいを大切にした体験活動・講座・おはなし会などを開催し、子育てに役立つ情報を提供します。

【生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・居場所づくり】

イ 自殺対策の推進（18-④）

（ア）保護者、地域などの学校外の人材を活用して、教育活動のより一層の充実を図るとともに、学校運営協議会制度を積極的に活用して、開かれた学校づくりを進めます。

子どもたちに地域の担い手として社会貢献の精神を育むため、家庭、学校及び地域と連携し、健全育成のための環境整備を充実します。

（イ）いじめなど、子どもたちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、家庭・地域との連携を強化し、「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図ります。

【自殺対策推進事業】

### 3 子ども一人一人に寄り添った支援が充実している

すべての子どもたちが楽しく充実した学校生活を送れるように支援します。

#### (1) 10. 切れ目のない子育て支援

##### ア 安心して出産・子育てができる環境の整備 (10-①)

(ア) 0歳から18歳までの子どもとその保護者などについて、早期からの継続的な相談支援を行い、家庭の状況などにかかわらず安心して教育を受けることができるよう取り組みます。

【子ども家庭支援センターの充実】

【家庭との連携推進】

##### イ 地域全体での子育て支援の推進 (10-②)

(ア) 公立保育園をはじめとする拠点施設を中心に、子ども・子育て支援に関する各施設の連携体制の強化を図り、地域全体での子育て支援体制の充実を図ります。

(イ) 地域住民が主体的に子育てを支援していけるよう、保護者同士や保護者と多様な世代の子育て経験者等との情報交換や交流の場づくり等を通じて、地域の子育て環境の充実を図ります。

##### ウ 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の強化 (10-③)

(ア) 子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所等の関係機関との密な連携体制を継続しつつ、子育て世代包括支援センター等との庁内連携を進めます。

(イ) 障害がある子どもへの早期支援や、子どもを育てる保護者に寄り添う相談等、配慮を必要とする子ども家庭に向けた一体的な支援体制について、子育て・障害福祉・教育等の関係分野で連携を図りながら整備を進めます。

#### (2) 13. 教育環境の整備 (ソフト面)

##### ア 安全で快適な学習環境の整備 (13-①)

(ア) 特別な支援が必要な児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

イ 良質な教育環境の構築 (13-③)

(ア) 子どもたちに対する一貫性のある指導を行うため、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校間の連携を強化し、幼児・児童・生徒同士、教員と児童・生徒、教員相互の交流活動を進めます。

(イ) 子どもたちが自らを十分に発揮し、自己実現を図る力を育むことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進めます。

(ウ) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員の職層やキャリアプランに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、体系的な研修の質的充実を進めます。

学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの下、校内におけるOJTの充実を通して教員の指導力を向上させ、学校の組織的な課題対応力を高めます。

各学校において中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、主幹教諭や主任教諭等、中堅教諭の教員を対象としたマネジメント能力を身に付けるための研修の充実を図り、学校のリーダーとなる教員の育成を推進します。

#### 4 子どもたちが多様で豊かな学びの場・機会を得て自ら学び、成長している

次代を担う子ども・若者が、変化の激しいこれからの社会にあっても健やかに育ち、生きる力を身に付けられるよう、多様で豊かな学びの機会や育ちの環境の充実を図ります。

##### (1) 6. 交流の促進

###### ア 都市間交流の促進 (6-②)

(ア) 地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校の実情に応じた国際理解教育を推進するとともに、米国ミズーリ州インディペンデンス市との姉妹校交流事業や、中国蘇州市とのスポーツ・文化交流事業など、広範な国際交流を通じた教育の充実に向けた環境づくりを推進します。

日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育むとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としての自覚と誇りを育てる教育を進めます。

【姉妹都市等事業】

##### (2) 14. 教育内容の充実

###### ア 魅力ある学校教育の推進 (14-①)

(ア) 各教科等において「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を実施するとともに、教科横断的な視点で教育課程を組み立て、カリキュラム・マネジメントを推進します。

子どもたちに、基礎的・基本的な学習内容を身に付けるとともに、学力調査などの結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、組織的に子どもたちの学力向上に取り組みます。

効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、個々の児童・生徒の学習状況に応じて前の学年に立ち戻る指導の徹底を図り、学習の基礎・基本の徹底や発展的な学習の工夫など、少人数指導や習熟の程度に応じた指導など、個に応じた多様な教育を行います。

(イ) 全ての小学校・中学校において、教員が不登校児童・生徒に対して組織的な対応ができるよう、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法について普及します。

不登校児童・生徒のため、多様な学びの場を提供するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、早期解決につなげます。

【不登校児童・生徒支援事業】

イ 豊かな心と健やかな体の育成 (14-②)

(ア) 子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域や外国の産業や文化への理解を深めることができるよう食育を推進します。また、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、家庭・地域と連携した食に関する指導を進めます。

学校におけるアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、保護者・校長・担任・養護教諭・栄養士などと連携し、安全・安心な学校給食を提供します。

【学校給食のあり方検討事業】

(イ) 「特別の教科 道徳」の実施に当たり、自己の生き方を考え主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる子どもたちの道徳性を養うため、指導内容や指導方法の質的な改善を図り、子どもたちに生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪を判断する力などの規範意識を育成します。

(ウ) 東村山市立学校における感染症対策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が発生した場合等の対応について規定した、東村山市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）に基づき、各学校における感染症対策の徹底を図ります。

ウ 指導・相談支援体制の充実 (14-③)

(ア) 市立小・中学校から体罰などの服務事故を一掃することを目指し、学校との連携を強化して服務に関する研修の充実を図ります。

東村山市立学校における働き方改革推進プランに基づき、教員の長時間労働の改善に取り組み、子どもと向き合う時間や授業準備・教材研究に取り組む時間を確保します。

教員のライフ・ワーク・バランスを図るための取組を充実し、教員のこころの健康の保持・増進を図るため、教員自らがストレスに気付き、早期に対処できるよう、メンタルヘルス対策を進めます。

【教職員の働き方改革推進事業】

(イ) フリースクール等との連携や希望学級の拡充等、子どもたちの多様な学びを支援する仕組みを整備します。また、子ども相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、保護者や地域の支援者と共に、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

エ 読書環境の整備 (14-④)

(ア) 市立図書館は地域の読書の拠点として機能の充実を図り、学校図書館は子どもたちの読む力、



調べる力を育成する場所づくりを促進します。

【小中学校読書活動支援事業】

(3) ダイバシティ・共生社会の実現（施策22）

ア 多様性の理解促進（22-①）

（ア）多言語・多文化社会を意識し、国籍に関係なく、日本語の聞き取りや読み書きが難しい児童・生徒への支援事業を進めます。

学校における道徳教育などと地域における多様な体験活動との関連を図り、子どもたちの自尊心を高め、多様性を尊重する態度の育成を目指す幅広い教育活動を実施します。

【母語が外国語の子どもへの支援】

イ だれもがコミュニケーションしやすい環境の充実（22-②）

（ア）外国人や高齢者、障害者等、だれにとってもわかりやすい分かりやすい内容での情報発信やコミュニケーションを市民や職員に周知し、浸透を図ります。

(4) 23. 人権・平和意識の醸成

ア 人権啓発の充実（23-①）

（ア）人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」などを踏まえるとともに、学校教育や社会教育等を通じて、新型コロナウイルス感染者、ハンセン病回復者、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者など、犯罪被害者やその家族、LGBT、その他の人権問題など様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るため、子どもたちの人権教育を進めます。

東村山市における人権教育に関わる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層進めます。

東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、性別にかかわらず、すべての人が自分の生き方を自由に選択でき、自信と誇りと責任を持って輝けるという男女共同参画の理念を子どもたちが理解し、その実現を目指すため、互いのよさを生かして協働する力を育成し、男女共同参画推進教育を進めます。

【人権啓発事業】

(イ) 子どもたちに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けさせるため、東村山市の特性を生かした「いのちとこころの教育」を進め、2月1日から同月7日を「東村山市いのちとこころの教育週間」とし、各小・中学校における教育実践や「市民の集い」などを通して「いのちとこころの教育」に関わる取組を東村山市全体で実施します。

イ 人権の森構想の推進 (23-②)

(ア) 貴重な財産である多磨全生園の緑や歴史が、人権意識を高めるとともに、地域に永く親しまれる場となるよう、多磨全生園や多磨全生園入所者自治会等との意見交換を通じ、「人権の森」構想の実現に向けた具体的な取組を検討し、推進します。

【人権の森構想推進事業】

ウ 平和意識の醸成 (23-③)

(ア) 後世に戦争の悲惨さと平和の大切さを伝え、だれもが等しく自分らしく生き、活躍できる平和な社会を推進するために、平和意識の醸成に向けた啓発事業を市民と共に推進します。

【平和啓発等推進事業】

(5) 24. 地球環境にやさしいライフスタイルの推進

ア 環境・消費者教育の推進 (24-③)

(ア) 社会が急速に変化し、予測が困難な時代を迎え、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが求められています。

国際的に共有されている持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) や持続可能な開発目標SDGsなども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子ども一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりに貢献する力を育成します。

(イ) 自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動することのできる消費者としての基本的な資質・能力の向上及び実践的な態度の育成を図るため、社会科、家庭科、技術・家庭科などの教科における学習を中心に消費者教育の充実を図ります。

【スマートエネルギー推進事業】

【環境にやさしい消費者推進事業】

(6) 25. 循環型社会の形成

ア ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用の推進 (25-①)

(ア) 小・中学校におけるCO<sub>2</sub>削減や省エネルギー・省資源に関わる環境教育を充実させ、子どもたちに、持続可能な社会の実現に主体的に関わろうとする態度を育成します。

食品ロスや環境保全の観点から、学校給食における残菜を減らす取組を推進します。

**【小・中学校への出前事業や秋水園施設見学】**

**5 いくつになっても多様な学び・文化・スポーツ活動をすることができ、自己実現や交流が図られている**

**ふるさとの歴史や伝統が大切に引き継がれ、広く親しまれている**

市民が共に学び、豊かに暮らしていくために、東村山市が誇る多くの文化・風土を守り活かすとともに、多くの市民が多様な学習や、スポーツ・文化活動に取り組み、健康づくりや交流の促進、社会参加や居場所づくりを促進します。

(1) 3. 緑・水辺の保全・活用と公園の整備・維持管理

ア 緑の保全・活用と緑化の推進 (3-①)

(ア) 地域の豊かな自然を各学校の教育課程に積極的に取り入れ、子どもたちが体験的に学習する機会を設定することとし、地域の自然環境を守る取組に主体的に関わろうとする態度を育成します。

イ 水辺環境の保全と活用 (3-②)

(ア) 市民が豊かな水辺環境に親しむことができるよう、景観や生態系、地域住民の生活等に配慮しながら、憩いの場となる水辺空間の創出を図ります。

ウ 公園施設の整備・維持管理 (3-③)

(ア) 北山公園、萩山公園、前川公園等の規模の大きな公園の整備に取り組みます。

【北山公園整備事業】

【萩山公園整備事業】

【前川公園整備事業】

(2) 15. 文化・生涯学習活動の推進

ア 多様な学びの場・文化活動の機会づくり (15-①)

(ア) 生きがいやゆとりのある人生を送ることを目的とした生涯学習を推進するため、市民の多様なニーズに対応した「東村山市生涯学習計画」に基づき、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みの整備など、総合的・広域的な支援の充実を図ります。

図書館・公民館・ふるさと歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動を充実させるとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、地域の教育力向上を目指します。

市民の誰もが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供し、市民の文化の創造・交流の場を充実させます。

【市民文化祭事業】  
【生涯学習・リカレント教育】

(3) 16. スポーツまちづくりの推進

ア スポーツ環境の整備 (16-①)

(ア) 身近な環境でスポーツに親しむことができるよう、公園や施設等、既存の資源を活かし、スポーツに親しめる環境づくりを検討します。

イ スポーツを通じた健康・体力づくりの推進 (16-②)

(ア) 創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する子どもたちの意識や、健康を保持・増進する資質や能力を高めるとともに、体力の向上を目指し、家庭・学校・地域が連携・協力した子どもたちの健康・体力づくりを進めます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを受け継ぎ、子どもたちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を育成するとともに、体力向上に取り組みます。

【公共スポーツ施設のあり方検討事業】

【スポーツ指導推進事業】

【東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした市民スポーツの推進】

【国民スポーツ等交流事業】

【障害者スポーツ理解促進事業】

ウ 地域スポーツ活動の推進 (16-③)

(ア) だれもが地域で気軽にスポーツに親しみ、市民同士の交流が活性化するよう、地域の関係団体と連携を図り、時代やニーズに応じたイベントの開催等を通じて地域のスポーツ活動を推進します。

エ スポーツを通じた共生社会の推進 (16-④)

(ア) 年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、互いを理解・尊重する共生社会の実現を目指し、障害者スポーツやユニバーサルスポーツ等を通じた交流や理解促進の機会創出に取り組むとともに、スポーツを支えるボランティアの育成や活躍の場の提供及び確保を推進します。

(4) 17. 歴史・文化の保護・振興

ア 文化財の保護と活用 (17-①)

(ア) 市内の文化財を保護するとともに、国重要文化財「しもやけべいせきしゆつどひん下宅部遺跡出土品」及び徳蔵寺「げんこう元弘の板碑」、国宝の「しょうふくじぞうどう正福寺地蔵堂」など、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を促進し、地域の歴史的な財産として市民と共に文化を共有します。

【下宅部遺跡保存活用事業】

【歴史・伝統文化の拠点整備】

イ 歴史や伝統、文化を活かした学びの充実 (17-②)

(ア) 歴史や伝統、文化を後世に継承していくための拠点である東村山ふるさと歴史館や八国山たいけんの里等を学校教育や生涯学習の場として積極的に活用します。

ウ 下宅部遺跡資料の公開と活用 (17-③)

(ア) 国の重要文化財指定が決定した下宅部遺跡出土品や関係資料を保護・展示・活用するとともに、体験事業等の講座を実施します。